平成２５年（フ）第４９号
富山県高岡市能町1072番地
債務者　村中　英秋
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５０号
富山県高岡市能町1072番地
債務者　村中　利成
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４９６号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目17番３号４Ｆ
債務者　片岡　豊樹
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月９日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１号
北海道帯広市東13条南４丁目１番地48
債務者　伊賀真一朗
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　明子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第６号
静岡県菊川市下平川1911番地の３、旧住所静岡県菊川市古谷102番地の４
債務者　河原　金一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第４２６０号
東京都中野区中野１丁目55―１　大豊ビル３Ｆ
債務者　中村　豊光
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山雄太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月19日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８０号
富山県高岡市本郷１丁目１番30―103号　レジデンス高岡Ⅰ、前住所富山県高岡市内免３丁目６番３―204号　リバークレストⅠ
債務者　近藤　征之
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入江　佑典
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３２号
富山県砺波市大門31番地
債務者　石田建築こと　石田　孝次
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木田　秀直
4　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１４６号
神奈川県三浦市三崎町小網代413番地４
債務者　齋藤　健一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
神奈川県三浦市三崎町小網代413番地４
債務者　齋藤裕美子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
川崎市川崎区小田２丁目18番６―403号　第１むさしマンション
債務者　齋藤　早苗
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
川崎市川崎区東門前３丁目１番１号　アインクライス301、前住所横浜市金沢区平潟町11番９号　松竹ビル202号室
債務者　齋藤　一徳
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
東京都青梅市新町４丁目25番地の12ウエスト21―203
債務者　南　美喜雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　宏光
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２１号
広島市佐伯区五月が丘４丁目18番１号
債務者　真晃こと　田本　直美
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部